

「基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会」
開催要綱

第1 目的

基礎自治体による行政サービス提供のあり方について、これまでの地方制度調査会での議論を踏まえ、検討を行うことを目的とする。

第2 名称

本検討会は、「基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

第3 構成

研究会は別紙のメンバーをもって構成する。

第4 座長

- （1） 研究会に、座長1人を置く。
- （2） 座長は、会務を総理する。
- （3） 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

第5 議事

- （1） 研究会の会議は、座長が招集する。
- （2） 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

第6 その他

研究会の庶務は、総務省自治行政局市町村課が行う。